

七 調査に關する方針

聯合會及各組合の運動方針、確立の爲め、適確なる基礎を奠
すために、至急は各組合の末端に至り、完全な調査網を設け、
各地方に於ける層級の諸情勢の推移を調査すべし。

八 他団体等共同闘争に就て

右翼甚極左派の指導するもの諸組合とは、これ等の指導精神が精
算されざる限り、合同運動の可能を考へる、尤も現下の資本家の産業
合理化に對する反對運動の如き闘争のためには、当然にこれ等の組合
等、共同闘争を遂行せんべきである。尤もこの闘争を通じて、他団体
と中傷の構えを起し、是向組合員をカバラげんとすもの、如き専ら右の
方製主義的行動は拘束せられ、極力排斥せられべきなり。此
昭和五年六月十五日

聯合會 全國労働組合同盟京都聯合會創立大会

二 勞務問題對策案の件

(議案者 權本廣、部長)

一 本聯合會當面を中心とする闘争題目は、失業、解雇、賃銀値下總對反對の

闘争とすべし。

二 この闘争を中心として、資本家本位の産業合理化總對反對の闘争。

解雇者對、手持日多刑定獲得の闘争。失業保險法制定獲得の闘争。

團結權、罷業權、團結交渉權獲得の闘争。言論集會、出版の自由、並

労働運動の諸法改正の闘争。帝國主義戦争對反對の闘争。

等と結ぶべし。

三 在闘争の方針並に闘争方針の中心となるべき執行委員會を組織すべし。

四 執行委員會を直ちに在闘争の方針、闘争方針の中心となるべきに

左の如く闘争を遂行すべし。

昭和五年六月十五日